

## 各都道府県条例におけるいれずみ規制状況

青少年課

## 【条例によりいれずみの規制をしていない都府県】

青森県	秋田県	千葉県	東京都	新潟県
長野県	大阪府	佐賀県	埼玉県	

## 【各府県におけるいれずみ規制事項】

## 【山形県】

第十三条の二 何人も、医師が医療行為として行う場合その他の正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)

## 【京都府】

第二十四条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(五十万円以下の罰金)

## 【和歌山県】

第二十五条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみをし、若しくは他人にさせ、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)

## 【愛媛県】

第十一条 何人も、正当な理由がある場合を除くほか、青少年の身体に文字、絵画等をほりこんでいれずみをし、若しくはこれをさせ、又はこれを勧誘し、若しくは周旋してはならない。

(一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)